

鳥取縣公報

目次

昭和十八年八月二十七日

告
示

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル電燈用誘蛾
燈水盤ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

品種	規格	單位	價格
電燈用誘 蛾燈水盤	斜面高 上徑三寸以上		
敷徑一尺八寸三分以上	一寸		
一尺七寸五分以上	三寸以上		
	一個		
	圓		
	一、四五		
	圓		
	一、六五		
	最製造業者 販賣業者		
	最高販賣者		
	價格		

- 電燈用誘蛾灯水盤販賣價格指定……………一頁
●昭和十八年度鳥取縣歲入出追加更正豫算等……………二頁
●産婆、看護婦等試驗施行……………四頁
●縣稅檢查章並縣稅滯納者財產差押證票返納……………五頁
●企業整備委員會規程……………五頁
●縣稅檢查章返納並交付……………五頁
●度量衡檢查日割……………八頁
○彙報

 - 國民舉つて必死決戰……………九頁
 - 木炭、大豆、味噌、醬油の現在高調査……………一二頁
 - 毛布の配給統制要綱……………一三頁
 - 松根油を増産せよ……………一五頁
 - 竹材集荷配給取扱要綱決る……………一六頁

◆鳥取縣告示第四百六十四號

昭和十八年八月二十日縣參事會ニ於ノ議決ニ係ル昭和十八年度鳥取縣入歲出追加更正豫算、昭和十八年度特別會計

罹災救助基金歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十八年八月廿七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

△印減高

歲

入

經常部

部

計

第四款 地方分與稅 一〇四、六四〇

第一項 配付稅 一〇四、六四〇

第八款 國庫下渡金 八、三六三

第一項 警察費下渡金 八、三六三

第六款 繼越金 三、三九四

第一項 警察費下渡金 三、三九四

第二款 國庫下渡金 一一三、〇〇三

第一款 繼越金 一一三、〇〇三

第四款 國庫下渡金 一一三、〇〇三

第一項 前年度繰越金 三、三九四

第二款 國庫補助金 一四、四七三

第三項 教育費補助金 二、一七〇

第五項 勸業費補助金 七八、三七七

第七項 時局事務補助金 二五、四三〇

第八項 自治振興費補助金 一、六五四

第十一項 待遇改善費補助金 九三、一五八

第十三款 寄附金 六八、二七九

第十一項 土木費寄附金 四八三、七四五

第八款 縣債 五六九、八九一

第六款 縣債 六八二、八九四

第四款 警察費債 七、九五六

第一項 勸業費債 九、四五九

第一項 奨給及諸給費 七、九五六

第四款 警察費債 三、三九四

第一項 勸業費債 一、七一五

第二項 災害應急費 一五七、六六六

第一項 過年度返納金 二五二、三〇〇

第一項 災害應急費 一六〇、一七四

第一項 勸業費 五、四一四

第一項 縱對策費 三、六二〇

第一項 縱對策費 一、一〇三

第一項 納稅人費 一、一〇三

00331

第一項 緑 越 金 七、七五六
歲 入 合 計 七、七五六

第一項 潘災救助費 七、七五六

歲出合計 七、七五六

種別 日 時 場 所

保健婦學說 十月十一日午前九時ヨリ 鳥取市西町立鳥取圖書館講堂

同 實地 十月十二日 同 鳥取市東町仁風閣

產婆學說 同 同 同 鳥取市西町立鳥取圖書館講堂

看護婦學說 同 同 同 鳥取市東町仁風閣

產婆實地 同 同 同 鳥取市東町仁風閣

鍼術灸術學說 同 同 同 鳥取市東町仁風閣

同 實地 同 同 同 鳥取市東町仁風閣

昭和十八年第二回產婆看護婦並ニ第一回保健婦鍼術灸術按摩術マツサージ術試験ヲ左ノ日時場所ニ於テ施行ス
志願者ハ九月二十八日迄ニ願書ニ自筆履歴書修業證明書本籍地市町村長ノ身元證明書（產婆ニ限ル）戸籍謄本若ハ抄本（保健婦ニ限り傳染性疾患「病原体保有者ヲ含ム」ナキヲ證明セル醫師ノ診斷書）寫眞二葉（最近撮影シタル半身無台紙）手數料（產婆保健婦各貳圓其ノ他壹圓）添附提出ノ上當日午前八時迄ニ受験用具携帶出頭スペシ

昭和十八年八月廿七日、

◆鳥取縣告示第四百六十五號

00332

按摩術マツサージ學說 十月二十日 同

同 實地 同 同

同

◆鳥取縣告示第四百六十六號
岩美地方事務所管内ニ於テ縣稅檢查章並ニ縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納セリ

昭和十八年八月廿七日、

鳥取縣知事 武 島 一 義

東伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢查章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

昭和十八年八月廿七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區 分	番號	區 分	番號
縣稅檢查章	三月七日返納	縣稅檢查章	四九
岩美地方事務所	昭和十八年八月返納	昭和一八、五日	返納
縣書記	沖田 二郎	東伯郡中山村役場	書記補
		柴田 勝信	野波 義一

◆鳥取縣告示第四百六十八號

鳥取縣企業整備委員會規程左ノ通定ム
昭和十八年八月廿七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◆鳥取縣告示第四百六十七號

縣稅滯納者財產差押證	三月同	同	同
縣稅檢查章	三月七日返納	所屬廳名	職名
岩美地方事務所	昭和十八年八月返納	氏 名	氏 名
縣書記	沖田 二郎		

鳥取縣企業整備委員會規程

實情ニ即應シタル實施ヲ圖ル爲鳥取縣廳内ニ鳥取縣企業

整備委員會（以下委員會ト稱ス）ヲ置ク
第二條 委員會ハ前條ノ目的ヲ遂行スル爲知事ノ諮問ニ應ジ左ノ事項ヲ調査審議ス

一 企業整備ニ關スル縣民ノ理解協力ノ促進ニ關スル事

項
二 企業整備ノ一般方針ニ關スル事項

三 工場ノ操業、保有、轉用及廢止ノ區分又ハ其ノ標準ニ關スル事項

四 前號ノ外企業ノ整備方法ニ關スル事項

五 共助ニ關スル事項

六 從業者ノ配置轉換及其ノ指導幹旋ニ關スル事項

第三條 委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 委員長ハ知事之ニ當ル

委員ハ若干名トシ左ニ掲タル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

一 關係官公吏

二 商工經濟會ノ代表者

三 大政翼賛會關係者

四 其ノ他學識經驗アル者

商業ノ企業整備ニ關スル部會ニ限り鳥取縣商業報國會本

部推進隊關係者中必要ナル者ヲ部會委員ニ加フルコトア

ルベシ

第九條 部會ハ左ノ事項ヲ調査審議シ委員長ニ之ヲ報告ス

ルモノトス

一 當該企業ニ於ケル新企業体制ノ整備確立ニ關スル事項

二 當該企業者ノ統合調整ニ關スル事項

三 職業轉換ヲ爲スキ者ノ決定ニ關スル事項

四 轉廢業者ニ對スル共助ニ關スル事項

五 轉廢業者ニ對スル職業轉換ノ指導幹旋ニ關スル事項

六 其ノ他當該企業ノ整備ニ關スル事項

第十條 委員長ニ於テ特に重要ト認メタル事項ヲ除クノ外部會ニ於ケル審議決定事項ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

三 產業報國會ノ代表者

四 商業報國會ノ代表者
五 產業設備營團又ハ國民再生金庫ノ代表者

六 全國金融統制會地方委員

七 其ノ他學識經驗アル者

前項各號ノ外關係業者又ハ其ノ團體ノ代表者其ノ他適當ト認ムル者ノ中ヨリ臨時ニ委員ヲ委嘱スルコトヲ得

第五條 企業整備ニ關シ知事ヨリ特別ニ委託セラレタル委員又ハ臨時委員ハ之ガ事務ヲ援助スペシ

第六條 委員會ニ必要ニ應ジ部會ヲ置ク

部會ハ縣單位ノ組合中必要アルモノニ付又ハ業種別若干ハ地域別ニ一又ハ數組合ヲ單位トシテ之ヲ設ク

職業轉換ニ關スル部會ハ縣單位ニ之ヲ設ク

第七條 部會ハ部會長及部會委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八條 部會長ハ主務部長ヲ以テ之ニ充ツ部會委員ハ若干名トシ委員長ノ命ズル委員及幹事ノ外左ニ掲タル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

一 關係組合ノ役職員

第十九條 第十三條ノ規定ハ部會長ニ第十六條ノ規定ハ部

會幹事ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 昭和十七年五月鳥取縣告示第二百八十三號鳥

取縣中小商工業再編成協議會規程ハ之ヲ廢止ス

度量衡法施行令第十四條ニ依リ八頭郡度量衡器計量器第一

種取締左ノ通執行ス

昭和十八年八月廿七日

鳥取縣知事 武島一義	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十八年九月十日	同	自午前九時至午後三時	山智頭町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 九月十二日	同	同	山智頭町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 九月十一日	同	同	山智頭町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 九月二十七日	同	丹比村	丹比村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 九月二十八日	同	八東村	八東村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 九月二十九日	同	大安御門村	大安御門村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 九月三十日	同	隼船岡村	隼船岡村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 十月一日	同	大伊村	大伊村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 十月二日	賀茂村	賀茂村	賀茂村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 十月三日	中私都村	下私都村	下私都村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 十月四日	同	上私都村	中私都村	中私都村	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 十月五日	同	上私都村	上私都村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

00336

00335

同 九月二十七日	同	丹比村	丹比村 同	彙報
同 九月二十八日	同	八東村	八東村 同	
同 九月二十九日	同	大安御門村	大安御門村 同	
同 九月三十日	同	隼船岡村	隼船岡村 同	
同 十月一日	同	大伊村	大伊村 同	
同 十月二日	賀茂村	賀茂村	賀茂村 同	
同 十月三日	中私都村	下私都村	下私都村 同	
同 十月四日	同	上私都村	中私都村 同	
同 十月五日	同	上私都村	上私都村 同	

•國民舉つて必死決戦

九月一日は震災記念日

一億結集し戦力増強へ

九月一日は満二十年前の大正十二年、東京を半ば灰燼に歸して幾萬の死傷者を出した關東大震災の記念日であります。當時世界の新聞は我が帝都の全滅を報じ、國民もその復興を危ぶんで、遷都の風説さへ行はれ、畏くも大正天皇にはいたく宸襟を憐ませられて國民の歎起を促し給ひ、かの國民精神作興の詔書をお下し遊ばされたのでありましたが、國家の大事に當つて勃然として底力を發揮する皇國臣民傳統の力は、いくばくもなくその復興を完成

00337

したばかりでなく、よく舊に倍する隆昌を成したこととは皆さまの記憶に新たなるところであります。

今や我が國は皇國未會有の大東亞戰爭のさ中にありますて、皇國の實力を見くびり、緒戦半歳にして散々な敗衄を喫した敵國は漸くその誤りを自覺し、本腰になつて戰力挽回に努め、精根を瘁して初めの失敗を取り返し最後の勝を收めようと死にもの狂ひの努力を盡してゐまして、東はアリューシヤンより南は太平洋より、又西はビルマ奪回を策し、支那に航空據點を強化して本土來襲を圖り、恰も横綱力士の四つに組んだ大角力の如く敵も我必死の大決戦となりまして、皇國の興廢は正にこの時にあります。そして敵アメリカはかねて誇る經濟力を恃み、艦船航空機を始め各種兵器の宏大なる製造を行つてゐる様子で、現に未會有の大量飛行機大襲撃を企てゝ日本を爆撃し、關東大震災に幾倍する大震災を見舞つて日本を壊滅せしめると豪語してゐます。もとより敵の豪語には多量の宣傳性諂媚性もあり

我等は米英が世界の經濟的強國であること、百も承知で止むにやまれぬ情勢から遂に敢然と立ちありました。苦しい戦争であることは初めから覺悟の上です。如何に苦しくとも斷乎これを克服して敵を擊滅し殲さねば、我が光榮ある三千年の歴史を守ることは出來ないのであります。

目下ソロモン群島ニユーギニア方面に於けるアメリカの反撃が極めて熾烈であり、アメリカ將兵の士氣も亦旺盛で決して輕視を許さぬことは度々の發表にも現はれてゐます。横綱と横綱の決戦です。どちらにも相當の怪我はありません。我等はそれにびくともするものではありません。どつしりと腰を据てて渾身の力を發揮し、敵を倒すまで戦はねばなりません。そして四つに組んだ前線將兵の力は我々一億國民の力の結集であることを忘れず、我々國民はまさに強敵を斃す爲に死闘する横綱の態度行動を自らの態度行動として奮闘しなければなりません。

ましても我の守りは磐石の如く決して恐れるに及びませんが敵機來襲は必至でありまして決して油斷はなりません。我等はいよいよ大覺悟を固めてこの大決戦必勝に奮進せねばなりません。

そもそも今回の大東亞戰争は今更いふまでもなく敵米英の世界制覇の野望に原因してゐます。かねて東洋に手を伸ばしてその住民と資源とを自分達の私利遂行の犠牲たらしめんとしてたる彼等は、遂に我が國をも屈伏せしめて大東亞全域を蠶食せんとし、今次開戦前は我が國への脅威・工作機械・石油等の輸出を禁止して我が國を經濟的に絞め殺さうとしました。日本としてはあの状態のまゝでこれら的重要物資を得られなければ徒らに手をこまねいて自滅するは見えずいた事實でありまして、我が國がこの經濟力による敵の挑戦に對して國民の精神力と武力とにより應戦せざるを得なかつたのは當然であります。

00338

今や戦は大死闘大決戦の段階にあります。我等の戦は消耗戦であり従つて補給戦であります。敵は折もあらば銃後の生産機構を破壊して我が戦力を弱めようとねらつて居るのであります。又航空機による大規模の奇襲は敵の常套手段であります。我等はこれに對する警戒を瞬時も忽にしてはなりません。潜水艦による海上補給路の破壊戦も亦當然であります。我等はこれに對する警戒を瞬時も忽にしてはなりません。我等は大東亞の作戦遂行上また大東亞の建設上、海上補給路を絶対に確保しなければなりません。そして前線將兵への補給を完全にして、その戦闘を遺憾なく推進せしめるは究極完勝への最要の途であります。

しかして目下強調されてゐる食糧増産も生産力擴充も、將又公債消化も、貯蓄増強も、乃至は銅鐵回収も、みなその爲です。これを完全遂行することによつて前線と銃後も一体となり、我等がどこへまでも頑張り抜いて敵の銃後にくつ勝つことによつて、戰勝の榮冠は我に在るのであります。

我等はすべての力を戦争完遂に結集しなければなりません。一人といへども不平や不満なく、一人たりとも手を空するものがあつてはなりません。萬々一にもこの戦に我が國が敗けたとしたら、殘虐飽くなき敵は日本民族を奴隸より悲惨な境地に蹴落すにきまつて居ります。大東亜戦争は大和民族盛衰興亡を賭する戦争です。

我等はすべての力を戦争完遂に結集しなければなりません。一人といへども不平や不満なく、一人たりとも手を空するものがあつてはなりません。萬々一にもこの戦に我が國が敗けたとしたら、殘虐飽くなき敵は日本民族を奴隸より悲惨な境地に蹴落すにきまつて居ります。大東亜戦争は大和民族盛衰興亡を賭する戦争です。

00339

我等はすべての力を戦争完遂に結集しなければなりません。一人といへども不平や不満なく、一人たりとも手を空するものがあつてはなりません。萬々一にもこの戦に我が國が敗けたとしたら、殘虐飽くなき敵は日本民族を奴隸より悲惨な境地に蹴落すにきまつて居ります。大東亜戦争は大和民族盛衰興亡を賭する戦争です。

(地方課)

利な状況の生ずることもありませうが、有利な戦況に有頂天となり、少し不利であれば動搖するやうな輕卒な態度であつてはなりません。たとひ關東大震災に幾倍する災害があらうとも、我等は毅然としてこれに打ち勝つて、最後の勝利への奮闘を續けなければなりません。今日こそ大東亜戦争の勝敗を決定する眞に重大なる時期であります。我々はいよいよ各自の部署に於て根強い落ちつきと頑張りの力を發揮して一層の猛闘を盡さねばならぬのであります。震災記念に當り二十年前の慘事とこれを征服して國民の奮闘

これ程の大戦争です。戦局進展と共に時に或は多少の不利な状況の生ずることもありませうが、有利な戦況に有頂天となり、少し不利であれば動搖するやうな輕卒な態度であつてはなりません。たとひ關東大震災に幾倍する災害があらうとも、我等は毅然としてこれに打ち勝つて、最後の勝利への奮闘を續けなければなりません。今日こそ大東亜戦争の勝敗を決定する眞に重大なる時期であります。我々はいよいよ各自の部署に於て根強い落ちつきと頑張りの力を發揮して一層の猛闘を盡さねばならぬのであります。震災記念に當り二十年前の慘事とこれを征服して國民の奮闘

現 在 高 調 査

一九月一日現在で三日以内に申告

00340

を提出しなければならないものを示すと

- (一) 木炭、味噌、醤油の製造業者
- (二) 木炭、大豆、味噌、醤油の販賣業者
- (三) 木炭、大豆、味噌、醤油を取扱ふ産業組合、出荷組合、商業組合等
- (四) 木炭、大豆、味噌、醤油の輸移出入業者
- (五) 木炭、大豆、味噌、醤油を取扱ふ倉庫業者、運送業者
- (六) 木炭、大豆、味噌、醤油を原材料とする加工業者
- (七) 木炭、大豆、味噌、醤油を消費する寄宿舎、法人組合等の事務所、病院、學校、旅館、料理店
- (八) 業務上木炭を使用する工場、礦山、自動車業者

意して洩れなく正しく申告して戴きたい。

(統計課)

毛布の配給統制要綱

一般、事業場、官廳等に購入券で

毛布の販賣は從來販賣業者の自肅販賣に一任されて居たのであります。近時蒲團綿の逼迫と共に毛布の需要著しく増大した關係もあり且從來の業者の自肅販賣に依りましては必ずしも必需方面に對して配給の適正を得て居たとも云へないので、今回縣では毛布の配給統制要綱を決定し毛布の配給統制を行ふことになりました。

是等の方々には既に市町村役場又は重要物資現在高調査員を通じて申告書用紙を配付される筈であるが、萬一配付済の方があつたら市町村役場に請求して所定の事項を正しく申告しなければならない。若し虚偽の申告をしたると資源調査法に基いて嚴罰に處せられるから充分注意する

この配給統制は毛布肩掛中央配給統制株式會社に於て、商工省の承認を受けた縣割當配給毛布について行ふもので、縣は割當通知に基いて(一)一般消費者に對する配給数量(二)監視哨や、警防團、病院、礦山、工場其の他重要事業場

を想起し、この大國難打開の爲に愈々傳統の大日本精神の發揮を覺悟したいと思ひます。

(地 方 課)

利な状況の生ずることもありませうが、有利な戦況に有頂天となり、少し不利であれば動搖するやうな輕卒な態度であつてはなりません。たとひ關東大震災に幾倍する災害があらうとも、我等は毅然としてこれに打ち勝つて、最後の勝利への奮闘を續けなければなりません。今日こそ大東亜戦争の勝敗を決定する眞に重大なる時期であります。我々はいよいよ各自の部署に於て根強い落ちつきと頑張りの力を發揮して一層の猛闘を盡さねばならぬのであります。震災記念に當り二十年前の慘事とこれを征服して國民の奮闘

資源調査法に基く農林省所管重要物資現在高調査規則に依り、来る九月一日午前零時現在で全國一齊に木炭、大豆、味噌及醤油の現在高調査が行はれる。そして申告義務者は調査期日後三日以内に申告書を市町村長に提出しなければならない。

この調査は今回第六回目の調査であるから、一般に調査の趣旨方法等は既に了知のことと思ふが、念々申告書

に對する配給數量及び (三)官廳其の他の公共團體に對する配給數量を決定し、次のやうな手續によつて配給します。

(一) 一般消費者に對する配給

縣では各市町村別の割當數量を決定し、各市町村長並に鳥取縣纖維製品配給統制株式會社に通知すると共に、その割當數量に相當する右統制會社作製の購入券を各市町村長に送付し、市町村長は災害を受けたものとか小額收入者等で眞に毛布を必要とする者に對し、優先的に配給者を決定し購入券を交付します。

購入券の交付を受けたものは、その市町村の特免綿製品共同配給所で購入券と引替に毛布を購入するのですが、この際購入券の外に尙衣料切符小切符が必要です。

尚、各共同配給所では他の統制配給品と同様に、一般消費者への毛布の販賣報告書を、回収した購入券と共に縣に提出せねばなりません。

(二) 事業場等に對する配給

監視哨、警防團、病院、鑛山、工場其の他重要事業場に對する毛布配給は、縣の委任により纖維製品統制協議會鳥取支所で各事業場毎の割當數量を決定し、その希望と販賣業者の仕入限度點數とを參照して定めた販賣業者又は共同配給所をして業務用衣料品購入票と引換に配給せしめるのでありますて、これらの事業場等では毎年四半期毎に毛布を必要とする枚數を調査して所定の様式により纖維製品統制協議會鳥取支所長宛申請するのです。

(三) 官廳等に對する配給

官廳其の他公共團體に對する毛布の配給は、事情止むを得ざるものに限り纖維製品配給消費統制規則第十一條第一項但書第七號の規定に基き知事の許可に依り其の希望する販賣業者又は共同配給所を通して配給します。そして右に該當する購入希望者は所定の様式により配給申請書を知事宛提出を要するのであつて、縣はその申請數量を査定して割當數量を決定し、現品の出荷については統制會社に許可

手續については販賣業者又は共同配給所に通知します。

(商 工 課)

松根油を増産せよ

集荷配給取扱要綱決る!!

松根油は塗料、擗鐵劑、機械油、化學醫藥品としての用途の外時局下軍部の需要激増し、其の重要性を加へたるにも拘らず供給之に伴はない現況にある。

而して本縣では其の筋よりの指示もあり、生産業者をして自治的統制下に其の計畫生産並に集荷配給の一元化を期すべく義に工業組合を設立せしめたのであるが、設立後日未だ淺いため其の成果を期し得ないので、縣では今回更に進んで次の通り之が集荷配給取扱要綱を定め、今後本要綱に基いて之が目的の完遂に邁進することとなつた。

六、松根油製造業者は其の原本を工業組合に申出て配給を受けること

七、縣森林は毎年度始めに原本の集荷豫定數量を其の年度

尙昨年の採油量は松根油二〇〇〇、石ターパー、一〇〇〇石で、本年も昨年の數量は確保出來得る見込みであるが、關係業者に於ては是非共昨年以上の成績を擧げ得るやう一層の努力を拂はれたい。

一、本縣内に於て生産せられた松根油は鳥取縣松根油工業組合で集荷すること

二、松根油の移出入は工業組合が行ふこと

三、工業組合は毎月の初めに松根油の集荷及び配給豫定量を其の月の終りに集荷及び配給數量をそれゝ知事宛報告すること

四、松根油の原本は鳥取縣森林組合聯合會で集荷すること

五、縣森林は集荷した松根油の原本を工業組合に引渡すこと

の終りに集荷數量をそれゞゝ知事に報告すること
八、工業組合は毎年度始めて原木の配給豫定數量を其の年
度の終りに配給數量をそれゞゝ知事に報告すること

(林務課)

木材や金屬の代替品

竹材の集荷配給取扱要綱決る

時局下森林產物をして合理的統制下に生産配給の目的を達成するは極めて喫緊なる事項であつて、既に木材薪炭その他樹皮樹質に對してはそれゝの施策に於て之が目的達成に邁進されつゝあるのに比し、決戦下木材並に金屬の代替品として重要な部門を擔ぶ竹材に關しては未だ之が統制機關の整備を見ない状態である。

而して現下竹材の需給は愈々困難な現況であつて、本縣に於ても此の事例に洩れず、殊に他府縣に比し價格安價の

昭和十八年八月二十七日印刷

昭和十八年八月二十七日發行

發行者 島取縣鳥取市東町
島取縣鳥取市島方町 取
印刷所西 (19) 前田印 刷 所

ため多量の縣外移出を見、勢ひ濫伐に流れ、竹材資源の保護上此の儘推移を許さないものがあるに鑑み、縣では森林組合關係者並に竹材業者を合体せる竹材統制協會を設立せしめ、之を本縣に於ける唯一の集荷配給團体に指定して、自治的統制下に竹材の計畫生産並に集荷配給を行ふことゝし、去る二十日付告示第四百四十三號を以て「鳥取縣集荷配給取扱要綱」を決定した。

即ち本縣に於て生産せられた竹材(自家用を除く)の集荷は鳥取縣竹材統制協會の指示に基いて鳥取縣森林組合聯合會が又竹材の配給は鳥取縣竹材商業組合が、更に竹材の移出入は同じく商業組合が之を行ふことになつた。

尙縣内に於て竹材を販賣、加工又は業務用に使用せんとする者は其の竹材の種類數量を商業組合に申出なければならぬことになつてゐる。

(林務課)